

高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱	高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱
<p>第1条 略</p> <p>第2条 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育を支える保育教諭及び保育士の確保に必要な措置を総合的に講ずることにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を進めることを目的とする。</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和5年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第5号、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p> <p>附 則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 この補助金は、地域の実情に応じた多様な保育ニーズに対応するため、保育を支える保育教諭及び保育士 <u>並びに子育て支援員等</u>の確保に必要な措置を総合的に講ずることにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる環境整備を進めることを目的とする。</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 子育て支援員等資格取得支援事業</u></p> <p><u>別紙4に基づく事業</u></p> <p>第6条～第9条 略</p> <p>第10条 規則第11条第1項の補助事業実績報告書の様式は、別記第3号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日 <u>若しくは廃止の承認を受けた日</u>から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。</p> <p>ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月10日までに提出しなければならない。</p> <p>2～3 略</p> <p>第11条～第13条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成27年6月29日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和4年</u>5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第5号、第9条、第10条第3項及び第12条の規定は、同日以降も、なおその効力を有する。</p> <p>附則（略）</p>

高知県地域型保育等人材育成事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新

旧

別表第1 (第4条関係)

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率	補助事業者
1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援	(a) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (b) 代替幼稚園教諭雇上費 1人1日あたり 7,000円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設の設置者(高知市及び公立施設を除く)
2 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援	(a) 養成施設受講料等 養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (b) 代替保育士雇上費 1人1日あたり 7,000円 (c) 免許更新受講料等 免許更新に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	学校法人及び社会福祉法人等(ただし、社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。) (高知市を除く)
3 保育士試験による資格取得支援	保育士試験による資格取得支援 保育士試験受験のために学習に要した経費の1/2 ただし、上限150,000円	保育士試験による資格取得支援事業を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者を支払われた入学科、受講料	10/10	保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業所A型及びB型、事業所内保育事業所の設置者(高知市及び公立施設を除く)

(注) 1～3 略
別表第2 略

別表第1 (第4条関係)

種目	補助基準額	補助対象経費	補助率	補助事業者
1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援	(a) 養成施設受講料等 指定保育士養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (b) 代替幼稚園教諭雇上費 1人1日あたり 7,000円	保育士資格取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設の設置者(高知市及び公立施設を除く)
2 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援	(a) 養成施設受講料等 養成施設の受講に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円 (b) 代替保育士雇上費 1人1日あたり 7,000円 (c) 免許更新受講料等 免許更新に要した経費の1/2 ただし、上限100,000円	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を実施するために必要な入学科、受講料、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料	10/10	学校法人及び社会福祉法人等(ただし、社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。) (高知市を除く)
3 保育士試験による資格取得支援	保育士試験による資格取得支援 保育士試験受験のために学習に要した経費の1/2 ただし、上限150,000円	保育士試験による資格取得支援事業を実施するために必要な当該講座を開講している事業者が証明する当該事業者を支払われた入学科、受講料	10/10	保育所、認定こども園、幼保連携型認定こども園、認定こども園への移行を予定している幼稚園、小規模保育事業所A型及びB型、事業所内保育事業所の設置者(高知市及び公立施設を除く)
4 子育て支援員等資格取得支援	子育て支援員等資格取得支援 ・代替職員雇上費 1人1日あたり 6,590円	職員が資格取得に必要な研修に出席した日数における代替職員の賃金相当額(※)と補助基準額とを比較していずれか低い方の額	1/2以内	保育所、幼稚園、認定こども園、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等、認可外保育施設の設置者(公立施設を除く)

(注) 1～3 略
別表第2 略

新

旧

新	旧
<p>別紙 1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施要件 (1) 対象者 <u>本事業の対象者は、対象施設（公立を除く）に勤務する者であること。</u> また、対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。 対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。 なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付費等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 対象経費の支払い<u>等</u>について (1) 支払い 養成施設受講料や教材費<u>等</u>の経費等及び代替幼稚園教諭雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者が保育士証の交付を受け、対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。 (2) 支払いの申請及び確認 対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。 ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。 ア 略 イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書<u>の写し</u> ウ～オ 略 (3) 対象経費の留意事項 ① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税<u>並びに代替幼稚園教諭の雇上費</u>とする。 ②～⑤ 略 ⑥ <u>支給申請時点で</u>養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。</p> <p>5 領収書について (1) 略 (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていること。 ア～オ 略 <u>カ 削除</u> (3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印<u>又は署名</u>のないものは無効とする。</p>	<p>別紙 1 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施要件 (1) 対象者 対象施設（公立を除く）に勤務し、<u>保育士資格取得に当たっての受講料補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、対象施設に雇上された幼稚園教諭（以下「代替幼稚園教諭」という。）であること。</u> また、対象者は、養成施設において教科目の受講を開始し、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の11の2の規定により保育士資格を取得すること。 対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設としての要件を満たしていること。 なお、保育士修学資金貸付事業や雇用保険制度の教育訓練給付費等、本事業と同趣旨の事業による貸付や助成等を受けている場合は、本事業の対象とならない。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 対象経費の支払いについて (1) 支払い 養成施設受講料や教材費の経費等及び代替幼稚園教諭雇上費（以下「対象経費」という。）は対象者が保育士証の交付を受け、対象施設に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、資格取得後1年以上対象施設に勤務すること。 (2) 支払いの申請及び確認 対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育士資格取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式2）及び次に掲げる書類を提出すること。 ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。 ア 略 イ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書 ウ～オ 略 (3) 対象経費の留意事項 ① 対象経費の対象は、養成施設の長が証明する養成施設に対して支払われた入学料（養成施設における受講の開始に際し、当該養成施設に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））及び上記経費の消費税とする。 ②～⑤ 略 ⑥ 養成施設に対して未納となっている入学料又は受講料は対象とならない。</p> <p>5 領収書について (1) 略 (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。 ア～オ 略 <u>カ 領収印</u> (3) 領収書等に訂正のある場合、養成施設の訂正印のないものは無効とする。</p>

新

旧

(4) 削除

(4) 養成施設に係る領収書等については、確認後、原則として対象施設に返却すること。
ただし、必要に応じて、写しを控えておくこと。

別紙 2

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年度法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費の補助を行う。

2 実施要件

(1) 略

(2) 幼稚園教諭免許状取得の対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

(ア) 略

(イ) 原則として、交付金の交付年度内に、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始していること。

(ウ) 略

イ～ウ 略

3 略

4 対象経費の支払い等について

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費等の経費等、免許更新にかかる受講料等及び代替保育士雇上費（以下「対象経費」という。）は対象となる者に幼稚園教諭免許状が交付され、幼保連携型認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、免許状授与後 1 年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

対象施設は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式 2）及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 略

イ 大学等の長が発行する対象経費の領収書の写し

ウ～オ 略

(3) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学料（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。)) 及び上記経費の消費税並びに代替保育士の雇上費とする。

②～⑥ 略

別紙 2

保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

1 事業の内容

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年度法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）及び認定こども園への移行を予定している施設（以下「認定こども園等」という。）に対し、当該施設に勤務している保育士資格を有する者が、幼稚園教諭免許状を取得するために要した幼稚園教諭を養成する大学の受講料等、認定こども園等に保育士等として勤務する者が、幼稚園教諭免許状を更新するために要した免許状更新講習の受講料及び認定こども園等に勤務する者で保育士資格を有する者が幼稚園教諭免許状を取得する際における保育士の代替に伴う雇上費を補助する。

2 実施要件

(1) 略

(2) 幼稚園教諭免許状取得の対象となる者は、次の要件を全て満たすこと。

ア 養成施設受講料等

(ア) 略

(イ) 交付金の交付年度内に、大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を原則開始していること。

(ウ) 略

イ～ウ 略

3 略

4 対象経費の支払いについて

(1) 支払い

養成施設受講料や教材費の経費、免許更新にかかる受講料等及び代替保育士雇上費（以下「対象経費」という。）は対象となる者に幼稚園教諭免許状が交付され、幼保連携型認定こども園等に勤務することが決定した後に支払うことができる。ただし、免許状授与後 1 年以上対象施設に勤務すること。

(2) 支払いの申請及び確認

対象施設は、対象となる者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の月末までに、保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書（以下「完了報告書」という。別添様式 2）及び次に掲げる書類を提出すること。

ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りでない。

ア 略

イ 大学等の長が発行する対象経費の領収書

ウ～オ 略

(3) 対象経費の留意事項

① 対象経費の対象は、大学等の長が証明する大学等に対して支払われた入学料（大学等における受講の開始に際し、当該大学等に納付する入学金又は併願登録料）、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。)) 及び上記経費の消費税とする。

②～⑥ 略

新

旧

- 5 領収書について
- (1) 略
- (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
ア～オ 略
カ 削除
- (3) 領収書等に訂正のある場合、大学等の訂正印 又は署名のないものは無効とする。
(4) 削除

- 5 領収書について
- (1) 略
- (2) 領収書（又は振込証明書類或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。
ア～オ 略
カ 領収印
- (3) 領収書等に訂正のある場合、大学等の訂正印のないものは無効とする。
(4) 大学等に係る領収書等については、確認後、原則として対象となる者に返却すること。
ただし、必要に応じて、写しを控えておくこと。

新

旧

新	旧
<p>別紙3 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施要件</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 対象経費の支払い等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 支払いの申請及び確認 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務を開始した日の属する月の<u>末日</u>までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書<u>の写し</u></p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>⑥ 領収書について</p> <p>ア 略</p> <p>イ 領収書（又は振込証明書或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p><u>(カ) 削除</u></p> <p>ウ 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印<u>又は署名</u>のないものは無効とする。</p> <p><u>エ 削除</u></p>	<p>別紙3 保育士試験による資格取得支援事業</p> <p>1 略</p> <p>2 実施要件</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 対象経費の支払い等</p> <p>ア 略</p> <p>イ 支払いの申請及び確認 対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務を開始した日の属する月の<u>月末</u>までに、受験対策学習費用支給申請書（以下「支給申請書」という。別添様式）及び次に掲げる書類を提出すること。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書</p> <p>(ウ)～(エ) 略</p> <p>⑥ 領収書について</p> <p>ア 略</p> <p>イ 領収書（又は振込証明書或いはクレジット契約証明書。以下「領収書等」という。）には、次の事項が記載されていることを確認すること。</p> <p>(ア)～(オ) 略</p> <p><u>(カ) 領収印</u></p> <p>ウ 領収書等に訂正のある場合、講座実施事業者の訂正印のないものは無効とする。</p> <p><u>エ 提出された領収書等については、確認後、原則として対象者に返却する。ただし、必要に応じて本人了承の上で写しを控えておくこと。</u></p>